

堺市女性雇用促進等職場環境整備支援事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

申請人

様

堺市長



年 月 日付で交付申請のあった堺市女性雇用促進等職場環境整備支援事業補助金については、次のとおり交付することに決定したので通知します。

補助年度	年度	補助金の名称 (又は補助事業名)	堺市女性雇用促進等職場環境 整備支援事業補助金
補助金交付金額	円		
交付予定時期	金額一括 年 月 ※ ただし、交付の時期は事業実施時期の変更その他の事情により変更 することがある。		

1 補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業が翌年度にまたがるときは、補助事業者は、交付決定を受けた日が属する年度の3月末日までに補助事業に着手し、交付決定を受けた日が属する年度の翌年度の3月末日までに完了すること。
- (2) 補助金は、その目的以外に使用してはならないこと。
- (3) 補助事業に要する経費の配分（20パーセント以内の流用増減を除く。）若しくは補助事業の内容について変更をし、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けるべきこと。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業完了後、別に定める様式により堺市補助金実績報告書をその定める期日までに市長に提出すること。
- (6) 交付決定を受けた日が属する年度の翌年度の4月に、女性労働者雇用状況報告書（様式第5号）により報告すること。
- (7) 補助金の交付の決定の内容又はそれに付した条件に違反し、若しくは法令又はそれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならないこと。
- (8) 堺市補助金交付規則（平成12年規則第97号）の規定に従うこと。